西興部村立西興部小学校情報　平成27年3月23日

校長室から

第３０号

本校の開校はいつなのか？　～その 13～

（昭和５２年１１月３日）『西興部村史』からです。

「教育所の設置　入植者が次第に増加し、子弟教育の必要を痛感、明治四十二年（一九〇九）二月一日、六興橋付近に上興部第一教育所が、同年四月十五日、現上興部こばと保育所近くに、上興部第二教育所がそれぞれ開校した。」（８０ページ）

「※明治四十一年一月二十五日設置とあるが、これは、設置認可をさすものであろう。開校式は翌四十二年二月一日である。」（５６７ページ）

「明四一、一、二五　上興部第一教育所設置認可。

明四二、二、　一　興部小学校所属上興部第一教育所開校式」（５６９ページ）

ここで初めて「設置認可」という表現が使われました。それも「さすものであろう。」というはっきりしない表現をしています。

上興部小学校についての記述です。

「このようにして開校されたが、第一教育所と同様、興部小学校所属と思われるが、記録は見当たらない。」（５７１ページ）

「明四一、六、　三　雄武外三村戸長役場にて、教育所設置を承認

明四二、二、　一　上興部第二教育所設置認可

明四二、三、　　校舎落成、二一・五坪

明四二、四、一五　開校、在籍児童三三名」（５７３ページ）

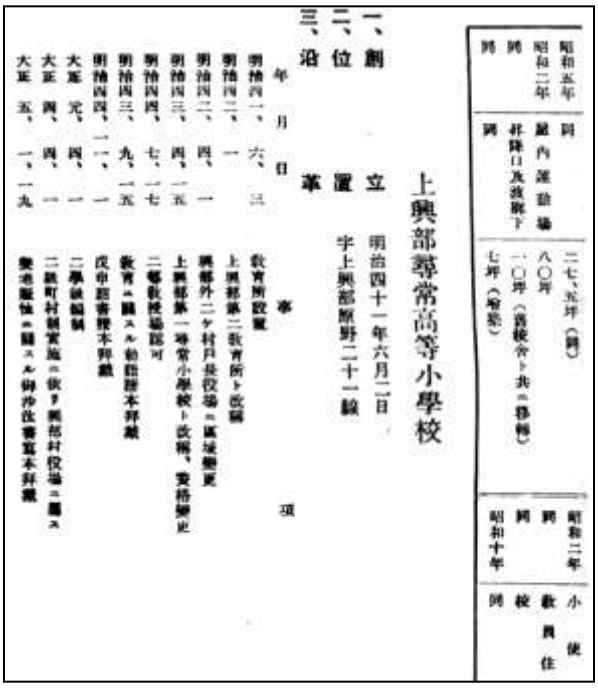
上興部尋常高等小學校

一、創立　明治四十一年六月二日
二、位置　字上興部原野二十一線
三、沿革

年月日	事項
明治四一、六、三	教育所設置
明治四二、一	上興部第二教育所ト改稱
明治四二、四、一	興部外二ケ村戸長役場ニ區域變更
明治四三、四、一五	上興部第一尋常小學校ト改稱、要件變更
明治四四、七、一七	二等教授場認可
明治四四、九、一五	教育ニ關スル勅語謄本拝戴
明治四四、一一、一	戊申詔書謄本拝戴
大正元、四、一	二學級編制
大正四、四、一	二級町村制實施ニ依リ興部村役場ニ屬ス
大正五、一、一九	教育勅語ニ關スル御沙汰書寫本拝戴

昭和五年　同　組内運動場　二七、五坪（同）
昭和二年　同　八〇坪
同　井隧口及渡附下　一〇坪（舊校舍ト共ニ移轉）
同　七坪（增築）

昭和二年　小使
同　教員住
同　校
昭和十年
同

（昭和１０年）『西興部村誌』３３ページ

明四二、四、一五　開校、在籍児童三三名」（５７３ページ）

『西興部村史』では、「本校の開校はいつなのか？」について一応の決着をみています。

しかし、筆者の見解である、「本校の開校は明治４１年１月２５日である」とすれば、「認可」や「承認」という根拠の曖昧な表現を使う必要は全くなくなります。

さらに、続西興部村村史編纂委員会（平成２０年１０月３０日）『続西興部村史』西興部村では、

「一　西興部小学校　明治四十二年二月一日に開校した西興部小学校は」（３１７ページ）

「二　上興部小学校　明治四十二年四月十五日に開校した上興部小学校は」（３１９ページ）

となってしまいます。『西興部村史』を基にして記述されたものでしょう。

まとめに入ります。本稿の目的は、村史等を書きかえることではありません。歴史を振り返ることで、先人たちの歩みをたどり、今の私たちの有り様を探すことであります。本稿を書きながら、何度も何度も、先達の労苦に対し思いを馳せずにはいられませんでした。

また、様々な資料を調べていく内に「本校の開校はいつなのか？」以外の疑問がいくつか見つかりました。例えば本校の歴代校長が、少なくとも、もう２人存在していたかも知れないこと、戦後制定された校章のデザインに用いられたのは、ブナの葉ではなく、馬鈴薯の葉かも知れないこと等々です。しかし、時間がなくなってしまいました。ここで筆を置きます。

駄文におつきあいくださり、誠にありがとうございました。　（校長　池　原　英　二）